

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 鹿児島市における庁内の推進体制について

① 中心市街地活性化推進室の設置（要員：2名）

本市では、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めていくため、平成19年4月に「中心市街地活性化推進室」を設置し、24年4月の組織整備により経済局経済振興部経済政策課（現：産業局産業振興部産業政策課）内の組織と位置付け、建設局をはじめ庁内の関係部局等の連携強化を図っている。

② 基本計画推進調整会議及び同幹事会の設置

認定を受けた基本計画に掲げる取組の着実な実施を通じて、その目標が達成できるように定期的なフォローアップを行うため、鹿児島市中心市街地活性化基本計画推進調整会議を設置するとともに、調整会議の所掌事項に関する具体的な事項について協議・検討する同幹事会を設置している。

会議では、計画掲載事業の毎年度の実施状況や各種調査結果に基づく中心市街地の現況把握及びフォローアップと目標達成のために必要な事業の追加に係る計画変更等について審議を行っている。

1) 鹿児島市中心市街地活性化基本計画推進調整会議

庁内の関係局長クラス等で構成し、会長、副会長、委員等は、以下のとおりである。

| | |
|-----|--|
| 会 長 | 鹿児島市副市長（総務局等担当） |
| 副会長 | 鹿児島市副市長（建設局等担当） |
| 委 員 | 総務局長、企画財政局長、危機管理局长、市民局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、産業局長、観光交流局長、建設局長、消防局長、市立病院事務局長、交通局長、水道局長、船舶局長、教育委員会事務局管理部長 |
| 事務局 | 産業局産業振興部産業政策課中心市街地活性化推進室 |

2) 鹿児島市中心市街地活性化基本計画推進調整会議幹事会

庁内の関係課長で構成し、座長、副座長、幹事等は、以下のとおりである。

| | |
|-----|---|
| 座 長 | 産業局産業振興部長 |
| 副座長 | 建設局都市計画部長 |
| 幹 事 | 国際交流課長、政策企画課長、政策推進課長、交通政策課長、財政課長、管財課長、文化振興課長、地域振興課長、安全安心課長、環境政策課長、地域福祉課長、こども政策課、産業創出課長、産業支援課長、観光プロモーション課長、観光振興課長、スポーツ課長、公園緑化課長、都市計画課長、都市景観課長、市街地まちづくり推進課長、建築指導課長、道路建設課長、消防局総務課長、市立病院事務局総務課長、電車事業課長、バス事業課長、水道局総務部総務課長、船舶局総務課長、船舶局営業課長、図書館副館長 |
| 事務局 | 産業局産業振興部産業政策課中心市街地活性化推進室 |

③ 鹿児島市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

鹿児島市議会における中心市街地活性化に関する主な質疑について、以下のとおり答弁を行った。

| 年月 | 内容 |
|--|---|
| <p>平成 26 年第 3 回定例会 (平成 26 年 9 月 9 日)</p> | <p>【質問要旨】</p> <p>(1) 1 期計画の活性化を図る指標である歩行者通行量と小売業の売上額、空き店舗状況などをどのように総括しているか。2 期計画における課題とその対策となる実施事業を伺いたい。</p> <p>(2) いづろ・天文館地区における民間の取組と効果、それに対する行政の評価を伺いたい。</p> <p>【経済局長答弁要旨】</p> <p>(1) 1 期計画の総括としては、歩行者通行量は未完成の事業などがあり、目標 15 万人に対し平成 24 年実績は 13 万 712 人と目標は達成できなかったが、減少傾向にあったものが下げ止まっている。小売業年間商品販売額は低迷しており、目標 2,100 億円に対し、24 年推計は 1,742 億円と目標は達成できなかった。また、いづろ・天文館地区の空き店舗率は、18 年度の 4.9%が 23 年度には 9.9%まで悪化した。25 年度には 6.7%に改善した。課題としては、新幹線効果のさらなる波及や回遊性の向上などがあり、その対策として、天文館千日町にぎわい創出検討事業や照国表参道商店街ショッピングモール化事業などを 2 期計画に盛り込んだ。</p> <p>(2) 地元関係者独自の主な取組は、We Love 天文館活性化事業や LAZO 表参道に係るにぎわい創出拠点施設整備事業のほか、中心市街地商店街活性化事業などがあり、周辺の商店街との連携を通して、徐々に来街者の増が図られている。また、これらの取組により、空き店舗率の改善など、一定の効果があったものと考えている。</p> |
| <p>平成 27 年第 3 回定例会 (平成 27 年 9 月 9 日)</p> | <p>【質問要旨】</p> <p>(1) 中心市街地活性化対策に取り組んできた背景と経過について伺いたい。</p> <p>(2) 中心市街地活性化の成果の具体的事例について伺いたい。</p> <p>(3) 中心市街地活性化へ現在取り組んでいる地域と進捗状況について伺いたい。</p> <p>(4) 中心市街地活性化に向け残されている課題について伺いたい。</p> <p>【経済局長答弁要旨】</p> <p>(1) 本市の中心市街地は、長い歴史の中で、様々な高次都市機能が集積するまちの顔として本市の発展に重要な役割を果たしてきたが、都市環境や交通事情の変化などにより相対的な地位の低下傾向にあったことから、平成 11 年 5 月から旧法に基づく計画、19 年 12 月から新法に基づ</p> |

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

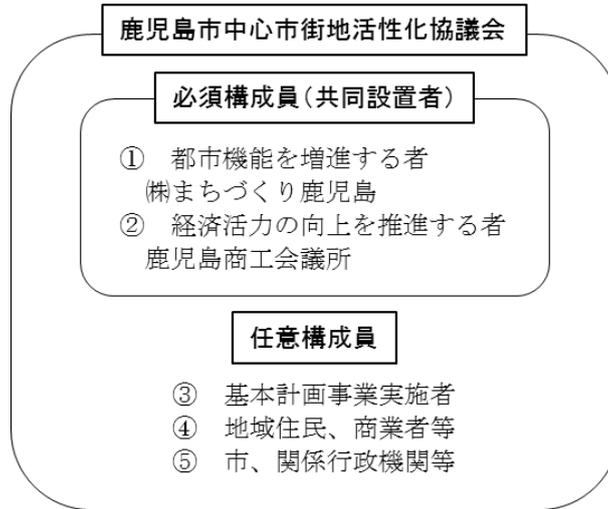
| 年月 | 内容 |
|-------------------------------------|---|
| | <p>く1期計画、25年度からは2期計画に基づき、まちのにぎわい創出と活性化に取り組んでいる。</p> <p>(2) LAZO 表参道やマルヤガーデンズなどの集客施設の整備、来街者の回遊しやすいアーケードなど歩行空間の整備、各種イベントの開催などによる都市型観光の振興のほか、街なかサービスの充実などを図ってきた。また、昨年アミュプラザ鹿児島プレミアム館がオープンし、本年5月にはJT跡地で新たに市立病院と交通局電車施設が業務を開始するなど、にぎわい創出と都市機能の充実が図られた。</p> <p>(3) いづろ・天文館地区では千日町において、鹿児島中央駅地区では中央町19・20番街区において市街地再開発に向けた検討や手続が進んでおり、上町・ウォーターフロント地区では、浜町の旧国鉄用地において、本年7月から公園、広場などの造成工事に着手するなど、概ね順調に事業が進捗している。</p> <p>(4) 今後に向けた課題としては、計画に位置づけた各種事業を官民一体となって引き続き着実に実施し、まちのにぎわい創出と回遊性の向上を図るとともに、新幹線効果を持続・拡大させつつ、中心市街地全体に波及させることや、近年増加している外国人観光客のさらなる誘客に向けた受入体制の充実などの国際化への対応等があると考えている。</p> |
| <p>平成29年第1回定例会 (平成29年2月28日)</p> | <p>【質問要旨】</p> <p>(1) 2期計画の事業効果を人の流れや売上高などからどのように総括・評価するか。</p> <p>(2) 3期計画策定へ向けて現時点の課題と策定スケジュールを伺いたい。</p> <p>【産業局長答弁要旨】</p> <p>(1) 2期計画の各事業は、概ね計画どおり進捗しており、年間入込観光客数などが増加傾向にある一方で、歩行者通行量の伸び悩みや小売業年間商品販売額が横ばい傾向にあることなどから、今後ともさらなる活性化への取り組みが必要であると考えている。</p> <p>(2) 現時点における課題としては、千日町1・4番街区の市街地再開発事業などを着実に推進するとともに、外国人観光客のさらなる誘客をはじめ、来街者の増加に向けた各種取組とおもてなしの充実を図るなど、官民一体となって推進していく必要があると考えている。また、策定スケジュールは29年度中に中活協議会における意見交換やパブリックコメント手続を経て内閣総理大臣の認定を予定している。</p> |

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

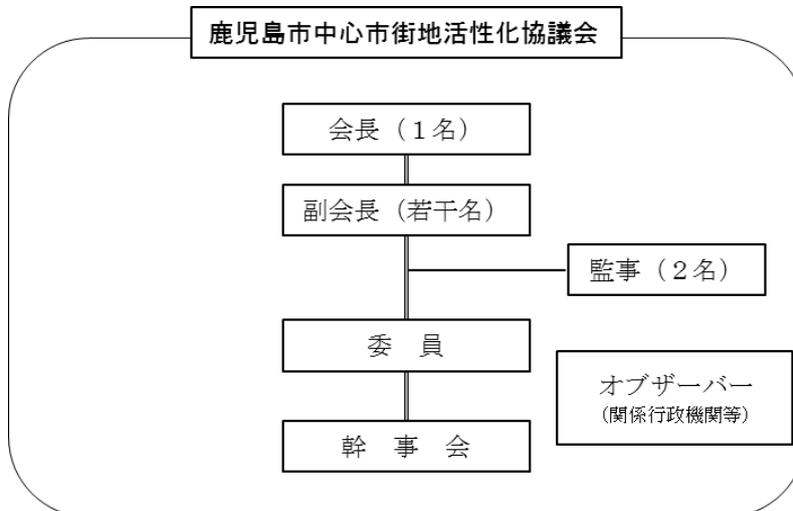
(1) 鹿児島市中心市街地活性化協議会の概要

㈱まちづくり鹿児島及び鹿児島商工会議所が共同設置者となって、平成19年5月31日に、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的として、「鹿児島市中心市街地活性化協議会」が設立された。

協議会の組織構成



協議会の組織イメージ



9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(2) 協議会の構成員及び開催状況

① 協議会の構成員

令和5年5月現在

| 役職 | 団体名 | 中活法 | 役職 | 氏名 |
|-----|-------------------------|-------------------------|-----------------|--------|
| 会長 | 鹿児島商工会議所 | 第15条第1項第2号 (商工会議所) | 副会頭 | 前田 俊広 |
| 副会長 | ㈱まちづくり鹿児島 (鹿児島商工会議所) | 第15条第1項第1号 (まちづくり会社) | 代表取締役社長 (会頭) | 岩崎 芳太郎 |
| 監事 | (公社)鹿児島青年会議所 | 第15条第4項 | 理事長 | 山口 大悟 |
| 監事 | 天文館連絡協議会 | 第15条第4項 | 会長 | 牧野田 栄一 |
| 委員 | 鹿児島商工会議所 | 第15条第1項第2号 (商工会議所) | 副会頭 | 淵本 逸雄 |
| 委員 | 鹿児島商工会議所 | 第15条第1項第2号 (商工会議所) | 副会頭 | 川畑 孝則 |
| 委員 | 鹿児島商工会議所 | 第15条第1項第2号 (商工会議所) | 副会頭 | 犬伏 和章 |
| 委員 | 鹿児島商工会議所 | 第15条第1項第2号 (商工会議所) | 専務理事 | 山下 春洋 |
| 委員 | (一社)鹿児島市商店街連盟 | 第15条第4項 | 会長 | 有馬 勝正 |
| 委員 | 天文館商店街振興組合連合会 | 第15条第4項 | 理事長 | 平岡 正信 |
| 委員 | 一番街商店街振興組合 | 第15条第4項 | 理事長 | 長岡 洋一 |
| 委員 | 易居町本通り会 | 第15条第4項 | 会長 | 岩元 修一 |
| 委員 | 岩崎産業㈱ | 第15条第4項 | 取締役副社長 | 笹田 隆司 |
| 委員 | ㈱山形屋 | 第15条第4項 | 代表取締役社長 | 岩元 修士 |
| 委員 | ㈱丸屋本社 | 第15条第4項 | 代表取締役社長 | 柳田 洋 |
| 委員 | 千日町1・4番街区市街地再開発組合 | 第15条第4項 | 事務局 | 井上 謙二 |
| 委員 | ㈱JR鹿児島シテイ | 第15条第4項 | 代表取締役社長 | 盛澤 篤司 |
| 委員 | 中央駅振興会 | 第15条第4項 | 会長 | 津曲 貞利 |
| 委員 | We Love 天文館協議会 | 第15条第4項 | 会長 | 牧野 繁 |
| 委員 | いわさきコーポレーション㈱ | 第15条第4項 | 取締役副社長 | 西村 将男 |
| 委員 | 南国交通㈱ | 第15条第4項 | 自動車事業部長 | 山田 誠 |
| 委員 | 鹿児島市交通局 | 第15条第4項 | 交通局長 | 白石 貴雄 |
| 委員 | 鹿児島市産業局 | 第15条第4項 | 産業局長 | 中馬 秀文 |
| 委員 | 鹿児島市観光交流局 | 第15条第4項 | 観光交流局長 | 中 豊司 |
| 委員 | 鹿児島市建設局 | 第15条第4項 | 建設局長 | 阿部 洋己 |
| 委員 | 鹿児島市企画財政局 | 第15条第4項 | 企画財政局長 | 古河 春美 |
| 委員 | 鹿児島国道事務所 | 第15条第7項 | 所長 | 竹下 卓宏 |
| 委員 | 鹿児島港湾・空港整備事務所 | 第15条第7項 | 所長 | 三好 一喜 |
| 委員 | 鹿児島県商工労働水産部 | 第15条第7項 | 部長 | 平林 孝之 |
| 委員 | 鹿児島県総合政策部 | 第15条第7項 | 部長 | 前田 洋一 |
| 委員 | 鹿児島大学 | 第15条第8項 | 元学長 | 前田 芳實 |

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

| 役職 | 団体名 | 中活法 | 役職 | 氏名 |
|--------|------------------|---------|-----------|-------|
| 委員 | 鹿児島大学法文学部 | 第15条第8項 | 教授 | 石塚 孔信 |
| 委員 | 鹿児島大学産官学連携推進センター | 第15条第8項 | 准教授 | 中武 貞文 |
| 委員 | 日本政策投資銀行南九州支店 | 第15条第8項 | 支店長 | 森 正則 |
| オブザーバー | 鹿児島県警本部 | 第15条第7項 | 交通部長 | 中野 誠 |
| オブザーバー | 中小企業基盤整備機構 | 第15条第7項 | まちづくり推進室長 | 林 伸次 |

② 協議会の開催状況（平成24年度以降）

○平成24年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成24年6月25日 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会委員の変更並びに追加 第2期中心市街地活性化基本計画の概要案 平成23年度事業報告（案）・収支決算（案） 平成24年度事業計画（案）・収支予算（案） 平成23年度中心市街地活性化基本計画進捗状況（報告事項） 地区別意見交換会の開催報告（報告事項） |
| 第2回 | 平成24年9月3日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期中心市街地活性化基本計画素案について 第2期中心市街地活性化基本計画策定に関わる意見交換会開催報告（報告事項） |
| 第3回 | 平成24年9月10日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期中心市街地活性化基本計画の掲載内容について 中心市街地活性化協議会の意見について |
| 第4回 | 平成24年11月28日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期中心市街地活性化基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果（報告） パブリックコメント手続結果等を踏まえた第2期中心市街地活性化基本計画案（案） |
| 第5回 | 平成24年12月26日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期中心市街地活性化基本計画案に対する意見書（案）について |

○平成25年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成25年4月25日 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会役員を選任（案） 平成24年度事業報告（案）・収支決算（案） 平成25年度事業計画（案）・収支予算（案） 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の認定（報告事項） |
| 第2回 | 平成25年6月6日 | <ul style="list-style-type: none"> 認定中心市街地活性化基本計画（第1期）の最終フォローアップに関する報告（案） 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の第1回変更 |

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

| | | |
|-----|------------|--|
| | | (案) |
| 第3回 | 平成26年2月18日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の第2回変更(案) 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップに関する報告(案) |

○平成26年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成26年5月9日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見について 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第2回変更の認定報告(報告事項) |
| 第2回 | 平成26年6月2日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度事業報告・決算(案) 平成26年度事業計画(案)・予算(案) 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の第3回変更(案) 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画・平成25年度実績(報告事項) |
| 第3回 | 平成27年2月23日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の第4回変更(案) 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップに関する報告(案)(報告事項) |

○平成27年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成27年4月28日 | <ul style="list-style-type: none"> 会長の選任について 副会長・監事の選任について 平成26年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見について 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画第4回変更の認定報告(報告事項) |
| 第2回 | 平成27年7月6日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度事業報告・決算(案) 平成27年度事業計画(案)・予算(案) 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画・平成26年度実績(報告事項) |

○平成28年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|-----------|--|
| 第1回 | 平成28年5月9日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の定期フォロー |

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

| | | |
|-------|------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ーアップに関する報告（案）（報告事項） ・平成 27 年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見について ・第 2 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の第 5 回変更（案） |
| 第 2 回 | 平成 28 年 6 月 30 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業報告・決算（案） ・平成 28 年度事業計画（案）・予算（案） ・第 2 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画・平成 27 年度実績（報告事項） ・鹿児島銀行新本店ビル建設に係る要望書の提出について（報告事項） |
| 第 3 回 | 平成 29 年 2 月 2 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の第 6 回変更（案） ・第 2 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告（案）（報告事項） ・次期中心市街地活性化基本計画の策定について（報告事項） |

○平成 29 年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-------|------------------|---|
| 第 1 回 | 平成 29 年 5 月 8 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任について ・副会長・監事の選任について ・平成 28 年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見（案）について ・第 2 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の第 7 回変更（案）について |
| 第 2 回 | 平成 29 年 8 月 9 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度事業報告・決算（案） ・平成 29 年度事業計画（案）・予算（案） |
| 第 3 回 | 平成 29 年 11 月 8 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の素案（案）について |
| 第 4 回 | 平成 30 年 1 月 25 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について（報告事項） ・第 3 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）について ・第 3 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）に対する協議会の意見書（案）について |

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

○平成30年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 平成30年6月26日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度事業報告・決算（案） 平成30年度事業計画（案）・予算（案） 第3期中心市街地活性化基本計画第1回変更（案） 中心市街地の現状について（報告事項） |

○令和元年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和元年5月30日 | <ul style="list-style-type: none"> 会長の選任 副会長・監事の選任 平成30年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見（案） 第3期中心市街地活性化基本計画第2回変更（案） （意見あり ※1） |
| 第2回 | 令和元年12月25日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度事業報告・決算（案） 令和元年度事業計画（案）・予算（案） |

※1 協議会において出された意見

- (1) 鹿児島港本港区エリアのまちづくりにあたっては、民間の意見も反映させ、地域としてのコンセンサスを得て、慎重に対応すること。
- (2) DMOの推進にあたり国の登録を目指す際は、鹿児島観光コンベンション協会や商工会議所など関係者において十分に協議の上、対応すること。

○令和2年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|---------------------|--|
| 第1回 | 令和2年6月30日 （書面開催） | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度事業報告・決算（案） 第3期中心市街地活性化基本計画第3回変更（案） 令和2年度事業計画（案）・予算（案） |
| 第2回 | 令和3年2月2日 （書面開催） | <ul style="list-style-type: none"> 第3期中心市街地活性化基本計画第4回変更（案） |

○令和3年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 令和3年5月13日 | <ul style="list-style-type: none"> 会長の選任 副会長・監事の選任 令和2年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見（案） 第3期中心市街地活性化基本計画第5回変更（案） （意見あり ※1） |

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

| | | |
|-----|-----------|---|
| 第2回 | 令和3年6月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告・決算（案） ・令和3年度事業計画（案）・予算（案） |
|-----|-----------|---|

※1 協議会において出された意見

- (1) 鹿児島港本港区エリアまちづくり事業の変更にあたっては、行政のみではなく、周辺の事業者や商工会議所などを交えて議論する場を持ち、民間の意見を十分に反映させること。
- (2) 民間、国、自治体とも同じ認識と思うが、コロナ禍の厳しい現状においては、計画策定時の目標を基準にまちづくりを進めればよいという状況にはない。既存の計画やまちづくりの前提を見直し、大胆な取組の方向性を、官民一体となって考えていく必要がある。
- (3) 本市では再開発事業が順調に進行するなど、評価すべき成果が出ており、民間と行政がよく連携している。今後も、民間が自ら動くとともに、官民が積極的に連携し、より大きな成果を目指すことが重要である。

○令和4年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和4年5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見（案） ・第3期中心市街地活性化基本計画第6回変更（案） |
| 第2回 | 令和4年6月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告・決算（案） ・令和4年度事業計画（案）・予算（案） ・第3期中心市街地活性化基本計画第6回変更手続きの見送りについて（報告事項） |
| 第3回 | 令和4年11月21日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3期中心市街地活性化基本計画第6回変更（計画期間の延長）（案） |

○令和5年度

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|----------|--|
| 第1回 | 令和5年5月9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見（案） ・第3期中心市街地活性化基本計画第7回変更（案） |

(3) 基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書

平成30年1月29日

鹿児島市長 森 博幸 様

鹿児島市中心市街地活性化協議会
会 長 飯 倉 稜



第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

鹿児島市中心市街地活性化協議会では、鹿児島市から提出された「第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）」に対して、これまでの協議検討の結果を踏まえ、次のとおりとりまとめましたので、意見書として提出いたします。

記

1. 協議会の意見

第3期計画案の目指す将来像や基本方針、中心市街地活性化の目標、位置および区域の設定などについては、鹿児島市が定める「第五次鹿児島市総合計画後期基本計画」や「かごしま都市マスタープラン」、「鹿児島市商工業振興プラン」、「第3期鹿児島市観光未来戦略」などの上位計画に基づき、かつ、第2期計画の総括と鹿児島市中心市街地の現状を踏まえ、各種統計データなどの裏付けや協議会・各種意見交換会等で出された意見が反映されており、概ね妥当であると判断いたします。

第3期計画の推進に際しましては、関係者のみならず、市民・企業等の理解と協力を得て一体的な取り組みが求められます。つきましては、第3期計画の内容や施策の周知を徹底していただき、市民・企業等のまちづくりへの参画を促進していただきたいと思います。

加えて、第3期計画で掲げた目標を達成するためにも、第2期計画期間中と同様に目標値の状況把握や定期的なフォローアップを行い、適宜当協議会へ報告を行うとともに、それぞれの目標を達成するためにPDCAサイクルの確立を図り、官民がこれまで以上に連携して、推進していくことが重要と考えます。

なお、第3期計画および今後のまちづくりの推進にあたりましては、次の事項について十分ご配慮賜りますよう要望いたします。

2. 配慮を望む事項

①民間・市民の意見の積極的な取り込みについて

- ・これまでの協議会の審議過程を踏まえ、民間や関係者、市民からの中心市街地活性化に関する意見や事業提案を積極的に吸い上げ、第3期計画や行政におけるその他の計画・施策に反映させるとともに、官民一体となって中心市街地の活性化に取り組むための新たな仕組みを構築することが必要と考えます。

②基本計画案未掲載事業の取り扱いについて

- ・第3期計画にできるだけ多くの民間事業が掲載されるよう企業への事業照会や意見交換会等を開催し、意見の集約に努めてまいりましたが、事業環境の未整備、事業内容の熟度不足や協議時点における実施主体の計画の未調整等の理由から掲載されなかったものもあります。これらの計画の精度が高まり掲載可能なものになり次第、適宜、第3期計画に追加していくなど柔軟な対応が望まれます。

③規制緩和による民間投資の促進について

- ・中心市街地内への都市機能の集約を図るため、敷地が狭小で地価や維持コストの高い中心市街地での民間開発においては、都市ビジョンや都市計画を踏まえた土地の高度利用が前提となることから、容積率の緩和等の民間投資を促進する環境整備を行うことが望まれます。

④商店街への鹿児島市支援制度等の拡充について

- ・中心市街地の商店街を取り巻く環境は、郊外への大型商業施設の出店等により以前にも増して大変厳しい状況にあります。中心市街地の活性化と商業の活性化は切り離せない問題であることから、商店街が自ら取り組む計画づくりやそれに対する助成制度等を強化・拡充する等、積極的に支援策を講じていただくことが望まれます。

⑤官民一体となった中長期的な視点によるまちづくりビジョンの策定について

- ・本年は、明治維新150年になります。鹿児島市の中心市街地は、戦災復興事業等を経て今日があります。今後100年間を構想したビジョンの作成とその方向への誘導を試みることも必要と考えます。この点では、国・県・市の行政の積極的役割を期待したいと思います。
- ・その一環として中心市街地活性化の取り組みについては、5年という基本計画期間に関わらず、10年20年先を見据えた中長期的な視点でまちづくりを進めていく必要があると思われます。つきましては、鹿児島市においても5年を超える中長期的な中心市街地のまちづくりビジョンを官民一体となり策定することが必要と考えます。

以上

(4) 協議会の規約

鹿児島市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 株式会社まちづくり鹿児島及び鹿児島商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、鹿児島市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、鹿児島市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会はその目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 鹿児島市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関する協議、意見提出
- (2) 民間事業者が、国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) その他、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、鹿児島市中心市街地の区域内に置く。

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 株式会社まちづくり鹿児島
 - (2) 鹿児島商工会議所
 - (3) 鹿児島市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。
- 3 前項の申出があつた場合、法第15条第5項の規定に基づき、会長が承認する。
- 4 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第7条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

その任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(役員及び職務)

第9条 協議会には、役員として会長1名、副会長若干名、監事2名を置く。

2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

6 役員の任期及び任期中の変更については、第7条第2項及び第3項を準用する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議の議事については、議事録を作らなければならない。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第13条 協議会は、必要に応じて協議又は調整を行うために幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(会計)

第15条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(公表)

第16条 協議会の公表は、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があるときは新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(解散)

第17条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

2 協議会が解散した場合における残務財産は、協議会の決議を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成19年5月31日から施行する。
- 2 第7条第2項及び第9条第6項の定めにかかわらず、設立時の委員ならびに役員の任期は、平成21年3月31日までとする。
- 3 第15条第2項の定めにかかわらず、初年度の会計年度は、設立に要した費用の発生日から平成20年3月31日までとする。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」の欄に、統計的なデータによる客観的な把握・分析を記載。

② 地域住民のニーズ等の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に、「平成28年度鹿児島市中心市街地来街者の回遊性・満足度調査」「まちかどコメンテーターアンケート調査」に基づく把握・分析を記載。

③ これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」の欄に、「2期計画の概要」「施策ごとの事業の実施状況と評価」「数値目標の達成状況・分析」について記載。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

本基本計画に位置づける各種施策事業の計画的かつ着実な実施はもちろんだが、関連のある事業間の連携と調整を図りながら、事業効果を最大限に発揮できるように実施することが重要であると考えている。

① We Love 天文館協議会の取組

29年度には設立10周年を迎え、天文館をアピールするイベントなど多くの事業を実施している。ゴールデンウィークに実施する「天文館わくわくワーク」「天文館こどもフェスティバル」や、年末の合同販促イベント「天文館全員集合」などはイベントとして定着しつつあり、各店舗の知名度アップに繋がっている。また、天文館商店街振興組合連合会と連携して「天文館灯ろう祭り」「天文館ゆかた祭り」を開催し、観光客の集客アップに繋がっている。

■We Love 天文館協議会の主な活動

◇イベント活動

天文館こどもフェスティバル／天文館灯ろう祭り／天文館ゆかた祭り／みつばちプロジェクト「はちみつ販売」／ハワイアンフェスタ／年末だよ天文館全員集合／個店の魅力アップセミナー／天文館にぎわい市

◇天文館ブランドの確立

◇個店のレベルUP

◇安心安全活動

◇清掃活動

◇連携活動

■We Love 天文館協議会の会員（29年度）

正会員 商店街や百貨店、企業等 33社

賛助会員 67社

② 若手経済人の意見交換会

3期計画策定にあたっては、行政と民間が、鹿児島市の中心市街地における課題等について改めて共通の認識を持ちつつ、将来の姿について様々な事業ビジョンを相互に構想・提案して、より良い市街地の再構成を図り、ビジネス・収益機会を増幅することが望まれる。このため、民間の意見やアイデア等をさらに提唱・意見交換することが必要であるとの考えのもと、若手経済人による意見交換会を開催している。

➤出席者

30代～40代の若手経済人（経営者、企業の役員、従業員等）の30名程度

➤事務局

㈱まちづくり鹿児島

➤会議開催

- ・第1回：平成29年9月8日
- ・第2回：平成29年10月2日
- ・第3回：平成29年11月6日

➤協議内容

- ・鹿児島市における中心市街地の問題点・課題等（参加者の視点から）
- ・参加者の考えている事業・プロジェクト等の表明（公表可能な場合）・要望
- ・第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（案）の概要案等についての意見・要望
- ・3期計画期間中に実施可能（予定）な民間事業の掘り起し

③ 鹿児島中央駅周辺一体的まちづくりの推進

鹿児島中央駅地区において、市街地再開発事業や民間開発によって都市機能の集約をさらに進めるとともに、それぞれの施設の運営者や事業者、商店街等が連携し、駅周辺の一体的なまちづくりを推進することで、地区の魅力向上を図る。

（関連事業）

- ・中央町19・20番街区市街地再開発事業
- ・鹿児島中央駅周辺一体的まちづくり推進事業
- ・かごしま中央駅まつり開催事業
- ・ゾウさんのはな通り活性化事業

④ 中心市街地の回遊性向上

特色ある公共交通機関の活用や都市基盤の整備を進め、回遊性の向上を図る。

また、いづろ・天文館地区では、アーケードが連結することで面的な一体化が進み、さらに、同地区に集積した商業機能が有機的に連携協力することで巨大なショッピングモールを形成している。周辺商店街において来街者向けの案内等の関係事業を実施することにより、いづろ・天文館地区の回遊性の向上とにぎわいの創出を図る。

（関連事業）

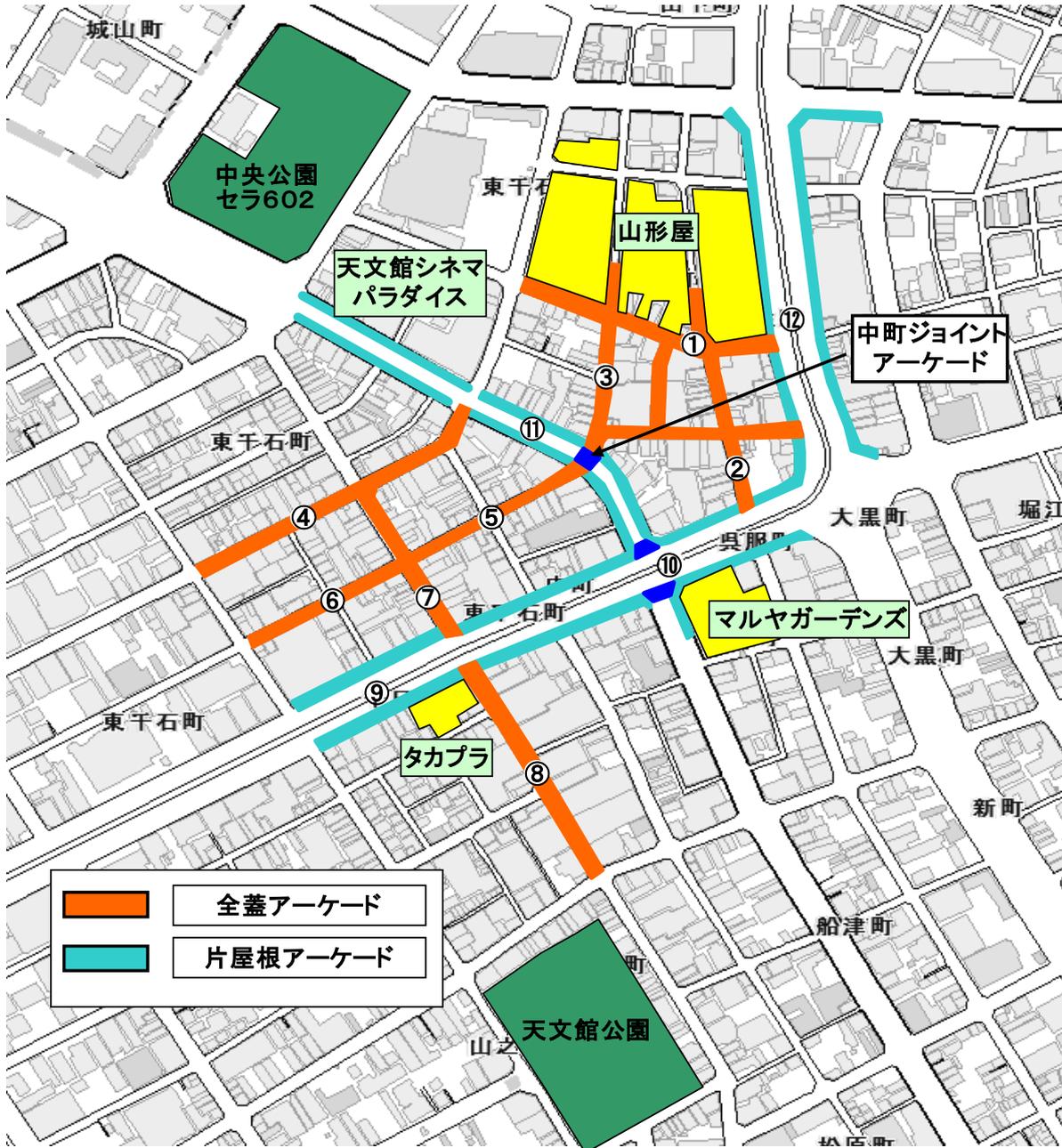
- ・路面電車観光路線検討事業
- ・自転車走行ネットワーク形成事業
- ・コミュニティサイクル運営事業

9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- ・ いづろ・天文館地区回遊空間づくり推進事業
- ・ 街なかサービス推進事業
- ・ 頑張る商店街支援事業
- ・ “We Love 天文館” 活性化事業
- ・ テンテン天まち街興し事業
- ・ 天文館シネマパラダイスと周辺商店街の連携事業
- ・ 天神ぴらもーる活性化事業
- ・ 「まちゼミ」開催事業
- ・ 都市交通システム整備事業

【 鹿児島市中央地区のアーケード整備状況 】

鹿児島市 産業支援課



| 商店街名 | 種別 | 設置年度 | 延長 | 面積 |
|---------------------|-----|---------|---------|----------|
| ① 中町ベルク商店街振興組合 | 全蓋 | H7 | 259 m | 2,087 ㎡ |
| ② 納屋通り商店街振興組合 | 全蓋 | H17 | 327 m | 1,826 ㎡ |
| ③ 中町コア・モール商店街振興組合 | 全蓋 | S59 | 136 m | 910 ㎡ |
| ④ 天神おつきや商店街振興組合 | 全蓋 | H2 | 223 m | 2,635 ㎡ |
| ⑤ 天文館はいから通商店街振興組合 | 全蓋 | H2 | 132 m | 848 ㎡ |
| ⑥ 天文館にぎわい通商店街振興組合 | 全蓋 | H5 | 117 m | 763 ㎡ |
| ⑦ 天文館本通商店街振興組合 | 全蓋 | H16 | 119 m | 1,203 ㎡ |
| ⑧ 天文館通り繁華街事業協同組合 | 全蓋 | H6 | 171 m | 1,617 ㎡ |
| ⑨ 天文館電車通り会 | 片屋根 | S60,H元 | 201 m | 889 ㎡ |
| ⑩ いづろ商店街振興組合 | 片屋根 | H19,H20 | 568 m | 2,347 ㎡ |
| ⑪ 照国表参道商店街振興組合 | 片屋根 | H19 | 303 m | 1,318 ㎡ |
| | 片屋根 | H25 | 256 m | 790 ㎡ |
| ⑫ 金生通り商店街振興組合 | 片屋根 | H10 | 581 m | 2,402 ㎡ |
| — 中町ジョイントアーケード(3振組) | — | H19 | 16 m | 237 ㎡ |
| 合計 | | | 3,409 m | 19,872 ㎡ |

⑤ パブリックコメント手続の実施

3期計画（素案）に係るパブリックコメント手続を実施し、意見の募集期間中に 15 名から 44 件の意見が提出され、計画策定の参考とした。

➤意見の募集期間

平成 29 年 11 月 22 日（水）～12 月 21 日（木）（30 日間）

➤素案の公表方法

- ・本市ホームページによる公開
- ・産業政策課での供覧
- ・市政情報コーナーでの供覧
- ・各支所、地域公民館等での供覧